

全労済協会だより

vol.63

CONTENTS

- 《寄稿》 協同組合と労働組合のさらなる協力に向けて … 1
日本労働組合総連合会(連合)
企画局兼秘書室局長 吉田昌哉氏
- 全労済協会からのお知らせ …………… 2
 - 4月1日付 職員人事異動
 - 当面のスケジュール
- ～団体向け共済のご紹介～
シリーズ⑨『団体建物火災共済(オフィスガード)』
事例と解説 …………… 3
- 2012年春期「退職準備教育研修会」
【東京開催】のお知らせ …………… 4
(研修企画・コーディネーター養成講座)
 - 日時 2012年6月19日(火)～20日(水)
 - 場所 全労済本部会館・会議室
- 『突りあるセカンドライフをめざして』
(2011年改訂版)を刊行しました …………… 4
- シンポジウム報告書を刊行しました …………… 4
2011年11月11日開催のシンポジウム「日本社会の向かうべき道～大震災からの復興をめざして～」の報告書を刊行しました。

《寄稿》 協同組合と労働組合のさらなる協力に向けて

日本労働組合総連合会(連合) 企画局兼秘書室局長 吉田昌哉

2012年「国際協同組合年」にちなみ、日本労働組合総連合会(連合)企画局の吉田昌哉氏から寄稿をいただきましたので、掲載いたします。なお、文中の意見に関わる部分は個人の意見となります。

過去、協同組合と労働組合は、「別々の道」をたどってきた。

「別々の道」の背景には、協同組合の組合員(以下「組合員」)。労働組合の組合員ではない)である労働者は経営に参加しているのだから、労働組合は必要ないとする協同組合、「協同組合が労働基準違反から逃れるための隠れ蓑に使われるのではないかと懸念する労働組合のそれぞれの思惑があった。

通常企業においては、株主は経営者に経営を委託し、経営と労働の分離を前提に、経営者と労働組合の労使関係が成立し、労使交渉により賃金等の労働条件が決定される。一方、協同組合では、組合員である労働者は労働を提供することで賃金を得る「労働者」であると同時に、出資金を拠出する「所有者」であり、さらには自ら賃金も含めたあらゆる事項を決定するプロセスに参加する「経営者」でもある。

「経営者」の権利性を前面にだすと、労働者保護が後退する。労働者性を主張すれば、経営に参加する権利が曖昧になる。そういうジレンマを払拭し、二つの社会運動体がより完全な協力関係を築ききっかけとなったのが、国際協同組合同盟(ICA)の「協同組合のアイデンティティ

に関する声明」(1995年)と国際労働機関(ILO)の「協同組合の促進に関する(第193号)勧告」(2002年)である。

1995年のICA総会で採択された「ICA声明」は、労働者の所有・経営参加の権利を明確にした。協同組合を「共同で所有し民主的に管理された事業体を通じ、共通の経済的・社会的・文化的ニーズと願いを満たすために自発的に手を結んだ人々の自治的な組織」と定義し、さらに組合員が組織の決定機関に積極的に参加すること、被選出代表は組合員に対して説明責任を有すること、そして1組合員1票を協同組合の原則とした。

「ICA声明」から協同組合の定義をそのまま輸入した「ILO勧告」は、労働者組合員は労働者として保護されるべき対象であることを明確にし、協同組合における労働基準遵守の保障を国の政策と規定した。

勧告採択に向けての第2次討議となった2002年のILO総会では、労働法の縛りから逃れるために、協同組合の事業形態を隠れ蓑とする「偽装された協同組合」に対する懸念が、主に途上国政府から表明された。協同組合を促進するために国が取り組むべき政策の一つとして、事務局案では「協同組合が、労働に関する法令を

順守しないために設けられ若しくは利用され又は偽装された雇用関係を確立するために利用されないよう確保すること」があったが、その後「労働者の権利を侵害する偽装された協同組合に対処する」具体的措置として「労働立法をすべての事業体に適用すること」を付け加える修正案が複数の途上国から提案された。

労働側からは、情報開示に関する文言を加える修正案が提案され、最終的に「関連する情報へのアクセスを含めて、協同組合において最良の労働慣行がとられるよう確保するための措置を促進すること」が勧告に含まれることとなった。前々年、経済協力開発機構(OECD)の「多国籍企業ガイドライン」修正の議論において、労働組合諮問委員会(TUAC)が強力に求めた「レイオフや事業移転等の労働者に重大な影響を与える事項については最終決定が下される前に労働者に通知する」規定が、「ILO勧告」にも盛り込まれることになった。

「ILO勧告案」の最終討論で、ICAのバーベリニ会長(当時)は、「協同組合は、ディーセント・ワーク、透明で責任ある民主的な管理、地域経済における効率的な起業家開発、適切な雇用、そして社会的一体性を結束することができるようになった」と強調した。勧告は国内法整備のためのガイドラインである。協同組合に関する法律

を制定する際には、労働法の適用、結社自由・団体交渉権等、ディーセント・ワークの諸要素が保障されなければならない。

2009年10月、世界最大の協同組合であるモンドラゴン協同組合コーポレーション(MCC)と全米鉄鋼労組(USW)は、北米において製造業分野の協同組合を展開するにあたり互いに協力しあうための協定を結んだ。USWのジェラード会長は「長年、従業員持ち株制度(ESOP)を実践してきたが、ウォール街によって労働者が脇に追いやられるのに時間はかからなかった。『1労働者1票』の協同組合モデルが、労働者に権限を与え、地域を再生することを確信する」と述べ、経営側から株式が提供されるESOPから、労働組合自らが自社の株式を購入し経営に参画する協同組合モデルへの転換を図ることを決断した。労働者性を侵害することなく、経営参加の実効性を確保する。協同組合モデルがアメリカ型の労使関係とどのように融合するのか注目される。

社会的な目的を達成するために市場において事業を展開する協同組合。協同組合においてディーセント・ワークを実現することは、協同組合の社会的目的を遂行していく上では不可欠である。「国際協同組合年」を機会に、協同組合と労働組合の一層の連携強化を期待する。

【吉田昌哉氏のプロフィール】

- ▶ 日本労働組合総連合会(連合) 企画局兼秘書室局長
1987～1991年 日本労働協会(現・労働政策研究・研修機構)に勤務
- 1991～1997年 国際労働機関(ILO)の本部及びトリノセンター(国際研修所)に勤務
- 1997年から連合に勤務 その間2001～2005年 国際自由労連(ICFTU 現・ITUC)に勤務

全労済協会からのお知らせ

▶ 4月1日付人事異動

種類	氏名	新配属・役職
転入	小笠原 悟	経営管理部 経営管理課長
	加藤 秋奈	調査研究部 研究普及課
転出	山本 祥子	全労済へ帰任

〈2012年4月1日からの相互扶助事業(共済事務)に関するお問合せ担当者〉

団体建物火災共済	田邊 誠子
団体(法人)自動車共済	田邊 健吾
慶弔(自治体提携用)共済	田邊 誠子・澤村 良司

▶ 全労済協会4月1日事務局体制 ※2012年4月より、調査研究部を「調査研究課」「研究普及課」の2課体制としました。



▶ 全労済協会当面のスケジュール

日時	内容	主な議題など
4月13日(金)	第2回運営委員会	2012年度 事業計画(案)他
5月22日(火)	第133回理事会	2012年度 事業計画(案)、2012年度収支予算(案)他
5月22日(火)	第35回評議員会	2012年度 事業計画(案)、2012年度収支予算(案)他
6月19日(火)～20日(水)	2012年春期「退職準備教育研修会」【東京開催】	研修企画・コーディネーター養成講座 (於:全労済本部会館・会議室)

～団体向け共済のご紹介～

シリーズ⑨『団体建物火災共済(オフィスガード)』事例と解説

■事例

団体建物火災共済で、建物及び動産を契約している団体の事務所が盗難の被害を被りました……
 前日の業務終了後、通常通りに事務所を閉めました。出入口も施錠しました。
 翌朝に職員が鍵を開けて事務所の中に入ると事務所内部が荒らされており、直ぐに110番で警察へ通報しました。現場検証の結果、ドアはピッキングにより開けられたことが判りました。翌朝まで犯行の発覚を遅らせる為、犯人はドアを施錠して裏側の窓から逃走したと思われます。裏側の窓が大きく破壊されていました。金庫はガスバーナーで穴を開けられ、中の”お金・商品券・高速券・カード”が無くなっていました。総務課で使用していた”パソコン”はそっくり盗まれていました。
 職員の机も荒らされていました。机の引き出しの中に入れてあった、営業用の”タブレット型パソコン”と”高速券”が盗まれていました。
 更衣室にも侵入され、ロッカーから”事務服”が数着盗まれていました。
 パソコンのハードディスクには取引先や関連団体の様々な情報が記録されており、個人情報の紛失により賠償問題に発展する可能性も出てきてしまいました。



今回の被害状況まとめ

- ①建物の被害 ⇒ 窓が破壊されました(盗難品の持ち出し及び逃走経路として窓が破られたと思われます)
- ②什器備品の被害 ⇒ 金庫が破壊され、パソコン・タブレット型PCが盗まれました
- ③有価証券の被害 ⇒ 金庫の中のお金・商品券・カード、更に引出しの中の高速券が盗まれました
- ④衣類等の被害 ⇒ ロッカーから事務服が数点盗まれました
- ⑤情報 ⇒ 情報が流出したことにより、損害賠償と社会的信用の失墜が懸念されます。

上記①～⑤について、“どれが給付の対象”で“どれが給付の対象外”でしょうか?

問題

解説

解説

壊された窓の被害	盗難による被害であれば請求対象となります。 1 共済金請求書の添付書類として、修理見積書や請求書が必要となりますので修理業者の見積書や請求書を無くさないようご注意ください。	
什器備品の被害について	盗難による被害であれば請求対象となりますが、携帯型OA機器は対象外ですので、タブレット型PCは請求できません。今回のケースでは金庫(金庫の中に保管されていた有価証券は別です)とパソコンが請求対象となります。ちなみにプリンター、コピー機やFAX機が被害にあった場合は対象となりますが、ノートPCやデジタルカメラ、電子辞書等の携帯機器は対象外となります。	
有価証券の盗難について	当会のオフィスガードでは、業務用通貨(お金)・有価証券は対象外です。小切手や株券・キャッシュカードなども対象外です。	
衣類について	事務服・作業服が貸与されているものであれば対象となります。職員の所有であれば対象外となります。事務服やユニフォームも古着市場等で利益を得ることができるので盗難や横流し等の被害が発生することがあります。	
情報流出について	情報流出による損害も保障の対象外となります。 ※一般的に情報流出リスクは火災保険・火災共済の担保対象外です。	

●○留意事項○●

- ・上記はあくまで事例です。実際のケースでは、諸条件によって異なる結果となる場合も有ります。
- ・給付支払額は、被害認定額・支払限度額等によって決まります。
- ・5,000円(1個または1組ごと。総額ではありません)以下の損害は給付対象外となります。
- ・盗難被害の請求に先立って、所轄の警察署への届出がされていることが必要です。



2012年春期「退職準備教育研修会」【東京開催】のお知らせ (研修企画・コーディネーター養成講座)

全労済協会では中小労働組合等における退職準備教育の普及・推進に向けた研修企画・コーディネーター養成を目的に、毎年2回(春・秋)「退職準備教育研修会」を開催しています。春期は「東京」会場で開催します。

〈研修会の概要〉 ◎退職準備・セカンドライフの“基礎的な知識”を身につけていただく研修会です。

- 対象者 労働組合の役員・担当者、書記局、研修企画・コーディネーター希望者
- カリキュラム 退職準備・セカンドライフの「生活経済」「年金、雇用保険、医療保険、税金」「活動事例」など
- 定員 40名程度 ●参加費 資料代 2,000円

【東京開催】

- 日時 2012年6月19日(火)10時～20日(水)16時
- 場所 全労済本部会館・12階会議室 渋谷区代々木2-12-10 (JR新宿駅南口より徒歩5分)

〈お問い合わせ・お申し込み先〉 ※全労済協会ホームページよりお申し込みください。調査研究部(TEL 03-5333-5126)

『実りあるセカンドライフをめざして』(2011年改訂版)を刊行しました

●退職準備セミナーのテキストとしてご利用ください

サラリーマンにとって定年退職は、いつかは必ず訪れる人生の節目であり、第2の人生のスタートでもあります。長寿社会において長期にわたる退職後の豊かな生活を送るためのライフデザイン、生活設計(ライフプラン)を立てる準備にお役立てください。

- 見本は無料で提供しています。
 - 労働組合の研修会等で利用希望の際は、1冊300円にてご提供しています。
- 〈お問い合わせ・お申し込み〉 全労済協会 調査研究部 TEL 03-5333-5126



A4サイズ 111頁

シンポジウム報告書を刊行しました

本誌59号でご紹介しました、2011年11月11日開催のシンポジウム「日本社会の向かうべき道～大震災からの復興をめざして～」の報告書を刊行しました。同報告書をご希望の方は、当協会ホームページの「シンクタンク事業—報告誌の刊行(報告誌ライブラリー)」の「シンポジウム・講演会報告誌」ページからお申し込みください。

- 報告書「日本社会の向かうべき道 大震災からの復興をめざして
シンポジウム報告書」

新刊



全労済協会だより vol.63 2012年4月

発行: **全労済協会**
(財)全国勤労者福祉・共済振興協会
発行人: 高木 剛 編集責任者: 小池 正明

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5階
☎03-5333-5126(代表) ☎03-5351-0421 《URL》<http://www.zenroaikyoukai.or.jp>